

④避難所での生活

地震等の大規模災害時は自治体も被災し、人命救助、被害情報集約や発信、必要物資・食糧の確保、危険箇所への対応などに追われ、避難所に常時十分な数の職員を配置することは困難です。

被災し避難所生活を余儀なくされた場合の避難所運営は、**自主防災組織や、消防団、避難者を中心とした自治組織の協力のもと、みんなで助け合う「共助」の精神をもって行われることが大切です。**

避難者を受け入れるまで、あなたや、あなたの周りの方と最低限、以下のことを行ってください

① 震度感知式キーボックスで開錠

この震度感知式キーボックスの中に「避難所の鍵」と「防災倉庫」の鍵があります。その鍵を使って避難所と防災倉庫を開けてください。



② 防災倉庫からクリアボックスと救護物品が入った段ボール箱を避難所に持って行ってください。

- ・クリアボックスのマニュアル袋から以下の物品を取出してください。
建物被災状況チェックシート、避難所開設状況報告書、
避難者名簿（一覧と個人用）、避難状況報告書
- ・救護物品が入った段ボールの中から以下の物品を取出してください。
不織布マスク・フェイスシールド・グローブ



③ 避難所の安全確認を行ってください。（★迅速に確認してください）

避難所が無事開場出来るかどうか、「建物被災状況チェックシート」にて確認してください。避難所が開設出来ない状況であれば、**紀の川市役所危機管理消防課**に連絡してください。

TEL (77-1300) ・FAX (77-2514)

※そもそも避難所として安全に使用できるかどうかの判断が必要。

万一、トラブルあれば、他の避難所を検討します。



④ 安全が確認できましたら、避難所開設です。（★迅速に報告してください）

避難所を開設する際に避難所開設状況報告書を送付しなければなりません。

送付先は、**紀の川市役所総務課ファックス 77-4910**もしくは

紀の川市役所総務課電話 77-2512

🏠 ここまでが避難者を受け入れるまでの作業です。

⑤ 避難者が来たら、不織布マスクを着用してもらいます。

対応する方は、必ず、不織布マスク・フェイスシールド・グローブ着用し、マスクを着けていない避難者に対し、「**室外で**」マスクを着用してもらいます。
※不織布マスク・手指消毒していれば、避難者、スタッフともに室内に入場可

屋外対応



⑥ 避難者の体温を非接触体温計で検温。「不織布マスク、手指消毒していれば」屋内でも対応可
 まずは、なんらかの感染症に感染していると思われる方については
 避難所での感染を防ぐため、非接触体温計にて検温する。

検温した体温を健康チェックシートに記入し避難者に手渡す。



37.5℃以下の場合 → 健康チェックシートを記入してもらおう → (a)

37.5℃以上の場合 → ゾーニングエリアにて再検温・健康チェックシートを記入 → (b)

<p>(a)健康チェックシートを記入した結果</p> <p>特に異常なし →避難所内へ誘導</p> <p>健康チェックシートに問題あり 感染者・濃厚接触者と判断 →車中で待機 →岩出保健所の指示を受ける</p>	<p>(b)再検温・健康チェックシートの結果</p> <p>腋下体温計にて再検温 判断は腋下体温計で判断 37.5℃以下 →健康チェックシートに記入 →(a)へ</p> <p>37.5℃以上・健康チェックシートに問題あり(感染者・濃厚接触者) →発熱等避難所(ホール田園・教養娯楽室) へ案内(※1)</p>	<p>(※1)発熱等避難所(ホール田園・教養娯楽室)には、原則本人が家族により移動して貰ってください。必要あれば発熱等避難所のスタッフが行う。</p> <p>発熱等避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師・看護師が、医療機関受診を支援 ・医療機関に行くことが出来れば受診してもら ・夜間なら発熱等避難所で待機
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑦ 避難者名簿に記入してもらいます。

屋内対応

1. 避難してきた順に、住所、氏名など基本情報を「避難所の運営」に 記入してもらいます。もし、要支援者の人が居れば、要支援者の人を記入しているページを紀の川市役所総務課に報告してください。
2. 避難者名簿（世帯別になった用紙）とボールペンを手渡し、避難所内に入っただき、落ち着いてから提出を求めます。

避難所の運営

避難者名簿

※表裏要確認。



⑧ 避難所開設による運営協力者を求めてください。

屋外対応

1人、もしくは数人で避難所を開設することは困難ですので、運営協力者を求めてください。
 ※協力者とは、(防災リーダー、防災ボランティア、日赤奉仕団、消防団)の方等



⑨ 避難状況を報告してください。(★報告)

屋内対応

3時間おきに「避難状況報告書」にて報告書を提出してください。
 報告時間(0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時)
 送付先は、紀の川市役所総務課ファックス 77-4910
 もしくは、紀の川市役所総務課電話 77-2512

指定避難所(52箇所)における震度感知式鍵ボックス・
 防災倉庫・避難所運営ボックスの設置・配置場所につい
 て、市ホームページで確認していただけます。



こちらをスキャン